

道路 族 ご存知 ですか？

道路族とは？

住宅街の道路で日常的に遊んでいる子供や親のこと



違法となる可能性があります

道路交通法では、「道路において交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しゃがみ、又は立ち止まっていること」や「交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること」が禁止されています。

器物破損の可能性も？

住宅街で遊ぶことで近隣住宅や駐車している車を傷つける恐れもあります。

道路には危険がいっぱい！

袋小路になっている住宅街でも自動車やトラックが進入してくる可能性もあり、安全な場所ではありません。交通事故を防ぐために公園で思い切り遊びましょう！

**STOP！！
あおり運転！！**

令和2年6月30日から

あおり運転に対して**罰則**が創設されました

①妨害運転（交通の危険のおそれ） *下記に記載

他の車両等の通行を妨害する目的で、*一定の違反行為をした場合

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金・違反点数25点・免許取消

②妨害運転（著しい交通の危険）

①の罪を犯し、道路において著しい交通の危険を生じさせた場合

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金・違反点数35点・免許取消

一定の違反 妨害（あおり）運転の対象となる10種類の違反

